

# 石川県公報

平成 28 年 1 月 29 日 (金曜日)

号 外

(第 6 号)

## 目 次

### 規 則

○石川県公舎管理規則の一部を改正する規則

(管 財 課) 1

○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進  
に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(砂 防 課) 4

## 規 則

石川県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

### 石川県規則第一号

石川県公舎管理規則の一部を改正する規則

石川県公舎管理規則(昭和二十九年石川県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

3 公舎の貸与を受けた者(以下「被貸与者」という)は、公舎貸与申込書の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なくその内容を知事に報告しなければならない。

第五条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 単身赴任者(一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十三年石川県条例第三十号)第十条の六第二項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員をいう)に貸与する有料公舎についての前二項の規定の適用については、第二項中「別表第一」とあるのは「石川県公舎管理規則の一部を改正する規則(平成二十八年石川県規則第一号。次項において「平成二十八年改正規則」という)による改正前の別表第一」と、前項中「別表第二」とあるのは「平成二十八年改正規則による改正前の別表第二」とする。

第八条第一項中「公舎の貸与を受けた者(以下「」及び「」という)」を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

延べ面積	有料公舎の所在地			
	東京都の特別区 存する地域(以下 「特別区」という。)	大 阪 市 及 び 名 古 屋 市	金 沢 市	県内(金沢市を除 く。)
五十五平方メートル未満	五百八十九円	四百三十一円	三百五十八円	三百五十一円
五十五平方メートル以上 七十平方メートル未満	七百五円	五百二十九円	四百四十九円	四百三十九円
七十平方メートル以上 八十平方メートル未満	千五十八円	六百八十四円	五百四十六円	五百三十五円
八十平方メートル以上 百平方メートル未満	千二百十二円	八百十二円	六百六十二円	六百四十八円
百平方メートル以上	千四百十三円	九百九十四円	八百二十三円	八百七円

別表第二一の表を次のように改める。

構 造	有 料 公 舎 の 所 在 地	年 数	金 額				
			五十五平方メ ートル未満	五十五平方メ ートル以上	七十平方メー トル未満	七十平方メー トル以上	八十平方メー トル未満
木 造	特別区	五 年	七十三円	九十円	百五円	百二十四円	百五十五円
		十 年	百十八円	百六十二円	百六十七円	二百二十八円	三百五円
		十五年	百八十五円	二百二十八円	二百六十七円	三百二十円	四百十七円
		二十年	二百三十八円	三百十三円	三百四十九円	四百三十九円	五百八十二円
		二十五年	二百七十八円	三百五十七円	四百十円	五百二十三円	六百六十五円
		三十年	三百三十三円	四百五円	四百四十五円	五百九十三円	七百五十七円
	大阪市及 び名古屋 市	五 年	七十一円	八十八円	百二円	百二十二円	百五十二円
		十 年	百三十円	百六十五円	百八十一円	二百三十七円	三百二円
		十五年	百八十一円	二百二十九円	二百六十一円	三百二十四円	四百九円
		二十年	二百四十円	三百九円	三百四十九円	四百三十七円	五百六十五円
		二十五年	二百七十九円	三百五十二円	四百七円	五百十七円	六百四十三円
		三十年	二百八十八円	三百八十四円	四百六十四円	五百八十五円	七百三十円
	金沢市	五 年	七十一円	八十八円	百二円	百十九円	百五十円
		十 年	百四十三円	百七十三円	百八十九円	二百三十五円	二百七十八円
		十五年	百九十三円	二百三十四円	二百五十八円	三百十九円	三百八十四円
		二十年	二百四十九円	三百十二円	三百五十円	四百二十七円	五百三十四円
		二十五年	二百八十六円	三百五十二円	四百六円	五百三円	六百十円
		三十年	二百九十五円	三百八十二円	四百五十九円	五百六十七円	六百九十二円
	県内(金 沢市を除 く。)	五 年	百五円	百二十九円	百四十二円	百八十円	二百十円
		十 年	百七十四円	二百十一円	二百四十円	二百九十六円	三百五十七円
		十五年	二百十五円	二百六十二円	二百九十八円	三百六十五円	四百四十五円
		二十年	二百六十一円	三百二十六円	三百七十三円	四百五十五円	五百六十八円
		二十五年	二百九十二円	三百五十九円	四百二十円	五百十七円	六百三十一円
		三十年	二百九十九円	三百八十四円	四百六十四円	五百七十円	六百九十九円
組 積 造	特別区	五 年	四十八円	六十円	七十円	八十二円	百三円
		十 年	八十八円	百八円	百二十六円	百四十九円	百八十九円
		十五年	百五十七円	百九十四円	二百二十六円	二百七十二円	三百三十九円
		二十年	百九十七円	二百四十三円	二百八十五円	三百四十四円	四百二十七円
		二十五年	二百十八円	二百六十九円	三百十六円	三百八十二円	四百七十三円
		三十年	二百三十七円	二百九十三円	三百四十二円	四百十三円	五百十三円
	大阪市及 び名古屋 市	五 年	四十八円	六十円	六十八円	八十二円	百二円
		十 年	八十七円	百七円	百二十四円	百四十七円	百八十六円
		十五年	百五十五円	百九十二円	二百二十三円	二百六十九円	三百三十四円
		二十年	百九十四円	二百四十二円	二百八十二円	三百四十円	四百二十二円
		二十五年	二百十五円	二百六十七円	三百十二円	三百七十八円	四百六十八円
		三十年	二百三十四円	二百八十九円	三百三十八円	四百九円	五百七円
	金沢市	五 年	四十八円	六十円	六十八円	八十二円	百二円
		十 年	九十一円	百九円	百二十二円	百四十六円	百八十四円
		十五年	百五十三円	百九十四円	二百二十二円	二百六十七円	三百三十二円

鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造	県内(金沢市を除く。)	二十年	百九十三円	二百三十九円	二百七十九円	三百三十七円	四百十九円	
		二十五年	二百十四円	二百六十五円	三百十円	三百七十五円	四百六十五円	
		三十年	二百三十二円	二百八十八円	三百三十五円	四百五円	五百四円	
		三十五年	二百四十四円	三百二円	三百五十二円	四百二十六円	五百二十九円	
		五 年	六十七円	八十二円	八十九円	百十六円	百三十円	
		十 年	百三十一円	百五十九円	百七十八円	二百二十二円	二百六十五円	
		十五年	百七十二円	二百十二円	二百三十八円	二百九十五円	三百五十五円	
		二十年	二百四円	二百五十円	二百八十三円	三百四十七円	四百二十二円	
		二十五年	二百二十一円	二百七十二円	三百十円	三百七十八円	四百六十六円	
		三十年	二百四十三円	二百九十八円	三百三十八円	四百十二円	五百六円	
		三十五年	二百五十四円	三百十二円	三百五十四円	四百三十一円	五百三十円	
		特別区	五 年	三十六円	四十四円	五十二円	六十一円	七十七円
		十 年	六十四円	七十九円	九十二円	百九円	百三十七円	
		十五年	百十五円	百四十一円	百六十五円	百九十八円	二百四十七円	
		二十年	百四十一円	百七十五円	二百三円	二百四十五円	三百五円	
	二十五年	百六十四円	二百三円	二百三十六円	二百八十四円	三百五十四円		
	三十年	百八十四円	二百二十七円	二百六十五円	三百十九円	三百九十七円		
	三十五年	二百一円	二百四十九円	二百九十一円	三百五十一円	四百三十六円		
	四十年	二百十七円	二百六十八円	三百十四円	三百七十九円	四百七十一円		
	四十五年	二百三十円	二百八十四円	三百三十三円	四百二円	四百九十九円		
	五十年	二百五十円	三百九円	三百六十一円	四百三十五円	五百四十一円		
	大阪市及 び名古屋 市	五 年	三十六円	四十四円	五十二円	六十一円	七十六円	
	十 年	六十四円	七十九円	九十二円	百九円	百三十七円		
	十五年	百十五円	百四十一円	百六十五円	百九十八円	二百四十七円		
	二十年	百四十一円	百七十五円	二百三円	二百四十五円	三百五円		
	二十五年	百六十四円	二百三円	二百三十六円	二百八十五円	三百五十四円		
	三十年	百八十四円	二百二十七円	二百六十五円	三百二十円	三百九十七円		
	三十五年	二百一円	二百四十九円	二百九十一円	三百五十一円	四百三十六円		
	四十年	二百十七円	二百六十八円	三百十四円	三百七十九円	四百七十円		
	四十五年	二百三十円	二百八十四円	三百三十三円	四百二円	四百九十九円		
	五十年	二百五十円	三百九円	三百六十一円	四百三十六円	五百四十一円		
	金沢市	五 年	三十六円	四十五円	五十一円	六十円	七十六円	
	十 年	六十五円	八十円	九十一円	百八円	百三十七円		
	十五年	百十五円	百四十二円	百六十四円	百九十八円	二百四十七円		
	二十年	百四十二円	百七十五円	二百三円	二百四十四円	三百五円		
	二十五年	百六十四円	二百三円	二百三十六円	二百八十四円	三百五十四円		
	三十年	百八十五円	二百二十八円	二百六十五円	三百十九円	三百九十七円		
	三十五年	二百二円	二百四十九円	二百九十円	三百五十一円	四百三十六円		
	四十年	二百十七円	二百六十九円	三百十三円	三百七十九円	四百七十円		
	四十五年	二百三十一円	二百八十五円	三百三十二円	四百二円	四百九十九円		
	五十年	二百五十三円	三百九円	三百六十円	四百三十五円	五百四十一円		
	県内(金沢市を除く。)	五 年	四十八円	五十七円	六十一円	八十三円	八十八円	
	十 年	九十五円	百十五円	百二十七円	百六十二円	百八十八円		
	十五年	百三十二円	百六十円	百七十九円	二百二十四円	二百六十六円		
	二十年	百六十二円	百九十六円	二百十九円	二百七十二円	三百二十八円		
二十五年	百八十三円	二百二十四円	二百五十一円	三百九円	三百七十五円			
三十年	二百三円	二百四十六円	二百七十七円	三百三十九円	四百十二円			

	三十五年	二百十五円	二百六十二円	二百九十六円	三百六十二円	四百四十二円
	四十年	二百二十六円	二百七十五円	三百十四円	三百八十一円	四百七十一円
	四十五年	二百三十二円	二百八十四円	三百三十三円	四百円	四百九十九円
	五十年	二百六十四円	三百二十四円	三百六十七円	四百四十六円	五百四十八円

別表第四一を次のように改める。

1 駐車場の貸与料の月額

自動車の保管場所	保管場所の所在地	金額
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限つて設置するもの	金沢市	二千九百二十五円
	県内(金沢市を除く。)	二千七百元
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの	全地域	五千二百五十円

別記様式第一号中「**〳**」を「**〴**」に、「**4 駐車場の貸与希望の有無**」を「**有・無**」を「**( 台 )**」に改める。

「**部 屋 数**」を「**密**」に改める。

生活の本拠地 自家 借家

4 駐車場の貸与希望の有無 有・無 ( 台 ) に改める。

5 単身赴任手当受給の有無 有・無

6 入居希望年月日 年 月 日

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の石川県公舎管理規則の規定に基づき算定した貸与料の額が従前の貸与料の額と比較して著しく増額となる等特別の事情がある公舎の貸与料については、当分の間、知事が別に定める。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年一月二十九日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則(平成二十三年石川県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条第二項及び第二十八条第二項」を「第二十一条第二項及び第三十条第二項」に改める。

第三条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第四条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

第五条中「第十四条」を「第十五条」に、「第十条」を「第十一条」に改める。

第六条中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第七条中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

別記様式第一号(表)中「第21条又は第28条」を「第22条又は第30条」に改め、同様式(裏)中「第21条」を「第22条」に、「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」に、「第28条」を「第30条」に改める。

別記様式第二号中「**〳**」を「**〴**」に改める。

別記様式第四号中「**〳**」を「**〴**」に、「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。

別記様式第五号中「**〳**」を「**〴**」に、「第16条第1項ただし書」を「第17条第1項ただし書」に改める。

別記様式第六号中「**〳**」を「**〴**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

